

別表1

社会福祉法人太田福祉記念会
ケアハウス「グリーンライフ小磯」利用料等について

I. グリーンライフ小磯運営規程第6条に規定する利用料等の額は次のとおりとする。
(利用料)
平成28年4月1日以降下記の表を適用する。

対象収入による階層区分		月額利用料 (単位:円)			
区分	前年度収入	事務費 (本人からの 徴収額)	生活費	管理費	合計
1	1,500,000円以下	10,000	43,704	40,000	93,704
2	1,500,001円～1,600,000円以下	13,000	43,704	40,000	96,704
3	1,600,001円～1,700,000円以下	16,000	43,704	40,000	99,704
4	1,700,001円～1,800,000円以下	19,000	43,704	40,000	102,704
5	1,800,001円～1,900,000円以下	22,000	43,704	40,000	105,704
6	1,900,001円～2,000,000円以下	25,000	43,704	40,000	108,704
7	2,000,001円～2,100,000円以下	30,000	43,704	40,000	113,704
8	2,100,001円～2,200,000円以下	35,000	43,704	40,000	118,704
9	2,200,001円～2,300,000円以下	40,000	43,704	40,000	123,704
10	2,300,001円～2,400,000円以下	45,000	43,704	40,000	128,704
11	2,400,001円～2,500,000円以下	50,000	43,704	40,000	133,704
12	2,500,001円～2,600,000円以下	57,000	43,704	40,000	140,704
13	2,600,001円～2,700,000円以下	64,000	43,704	40,000	147,704
14	2,700,001円～2,800,000円以下	71,000	43,704	40,000	154,704
15	2,800,001円～2,900,000円以下	78,000	43,704	40,000	161,704
16	2,900,001円～3,000,000円以下	85,000	43,704	40,000	168,704
17	3,000,001円以上	86,840	43,704	40,000	170,544

- ※ 1. 表 I の前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)とは、
租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
2. 夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計金額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。
3. 夫婦で入居する場合の算出対象額が150万円以下に該当する場合、夫婦それぞれの事務費徴収額は、表 I の額は30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。
この場合、100円未満は切り捨てる。
4. 各居室の個人使用の電気料、水道料、灯油使用料、電話料等は自己負担とする。

II. グリーンライフ小磯運営規程第6条に規定する利用料等の額のうち事務費の減免は次のとおりとする。
(利用料のうち事務費の減免)

対象収入による階層区分		利用料 (単位:円)		
区分	前年度収入	事務費 施設基準額	事務費 本人徴収額	月額減免額
1	1,500,000円以下	86,840	10,000	76,840
2	1,500,001円～1,600,000円以下	86,840	13,000	73,840
3	1,600,001円～1,700,000円以下	86,840	16,000	70,840
4	1,700,001円～1,800,000円以下	86,840	19,000	67,840
5	1,800,001円～1,900,000円以下	86,840	22,000	64,840
6	1,900,001円～2,000,000円以下	86,840	25,000	61,840
7	2,000,001円～2,100,000円以下	86,840	30,000	56,840
8	2,100,001円～2,200,000円以下	86,840	35,000	51,840
9	2,200,001円～2,300,000円以下	86,840	40,000	46,840
10	2,300,001円～2,400,000円以下	86,840	45,000	41,840
11	2,400,001円～2,500,000円以下	86,840	50,000	36,840
12	2,500,001円～2,600,000円以下	86,840	57,000	29,840
13	2,600,001円～2,700,000円以下	86,840	64,000	22,840
14	2,700,001円～2,800,000円以下	86,840	71,000	15,840
15	2,800,001円～2,900,000円以下	86,840	78,000	8,840
16	2,900,001円～3,000,000円以下	86,840	85,000	1,840
17	3,000,001円以上	86,840	86,840	0

III. グリーンライフ小磯管理運営規程第6条に規定する利用料等の額のうち管理費は1ヶ月40,000円とする。

IV. 欠食時の給食費減額について

給食費のうち、前もって(3日前まで)申請された食事の欠食については、下記により毎月末に計算し、翌月の請求で清算する。

朝食:200円 昼食:350円 夕食:450円

V. 個人の電気料、水道料、灯油使用料金等

電気料、水道料の基本料金は、当月分を請求する。また、使用料は毎月末に検針し、翌月に他の利用料と併せて請求する。